「『真に』子どもにやさしい国をめざして」

第30回女性未来塾

自由民主党女性局

2021 年 12 月 20 日

元厚生労働大臣　塩崎恭久

虐待相談対応件数・「保護児童数」・施設入所数

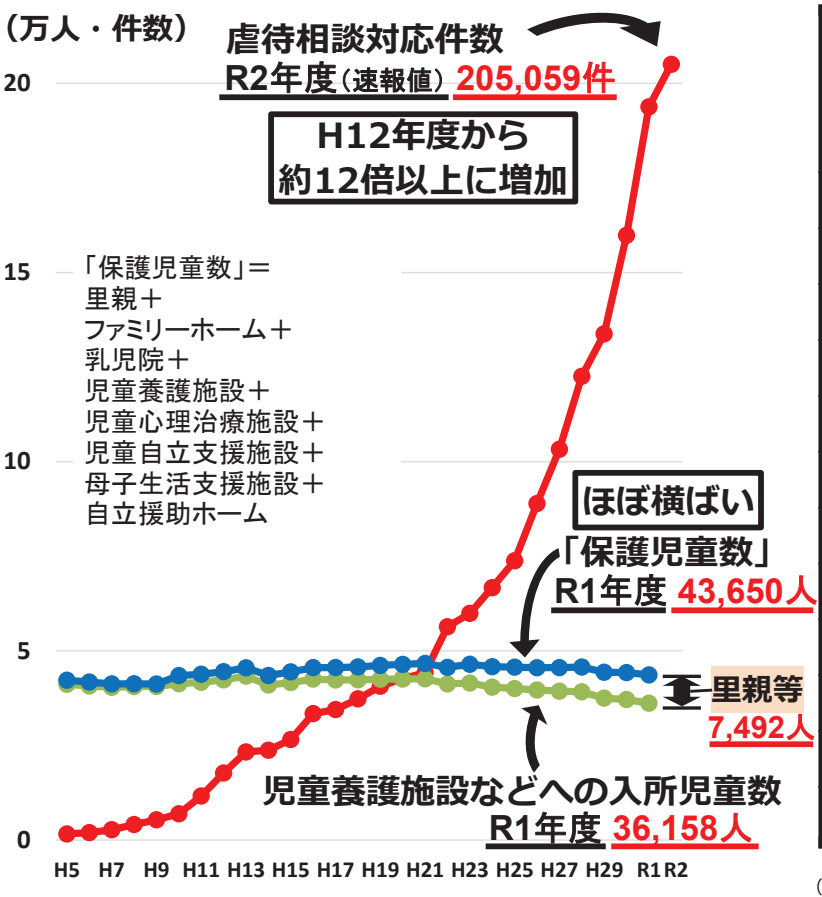

（出典）厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

なぜ日本だけ「保護される児童」が少ない？

国名	児童人口（千人）	保護児童数（千人）	児童人口1万人当たり保護児童数（人）
フランス	13,427	137	102
ドイツ	14,829	110	74
イギリス	13,243	73	56
スペイン	7,550	38	51
デンマーク	1,199	13	104
ノルウェー	1,174	8	68
スウェーデン	1,911	12	63
ニュージーランド	1,006	5	49
オーストラリア	4,836	24	49
カナダ	7,090	76	109
アメリカ	74,000	489	66
日本	23,046	38	17

（出典）June Thoburn (2007) “Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care”より抜粋

長過ぎる児童養護施設の入所期間（2020年）

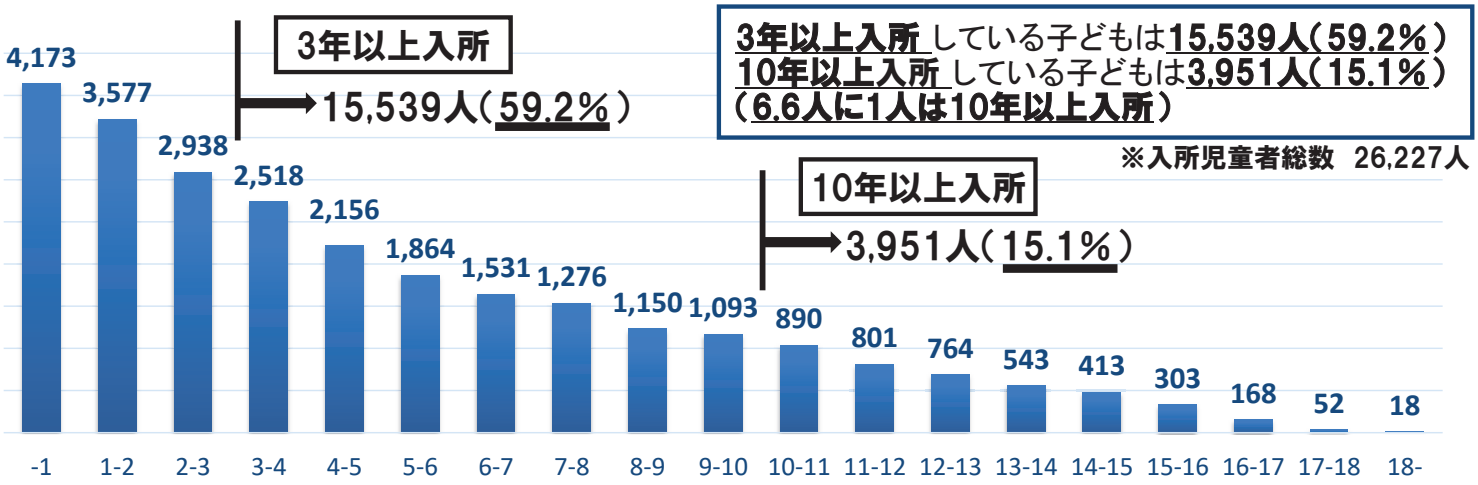

3年以上入所している子どもは**15,539人（59.2%）**
10年以上入所している子どもは**3,951人（15.1%）**
（6.6人に1人は10年以上入所）

※入所児童者総数　26,227人

少な過ぎる児童養護施設の「小規模かつ地域分散化」（令和元年10月1日現在）

〈入所児童数ベース〉

	入所児童総数	敷地内施設			小規模かつ地域分散型施設（「できる限り良好な家庭的環境」）		
			大舎等	「小規模グループケア」		分園型	地域小規模児童養護施設
				「施設内ユニット型」	「別棟」		
人数（構成比(%)）	24,564（100.0）	21,041（85.7）	11,645（47.4）	7,267（29.6）	2,129（8.7）	3,523（14.3）	984（4.0）	2,539（10.3）

（出典）厚生労働省子ども家庭局調べ （児童養護施設数　６０６か所）

「里親委託率」が低い日本では多くが施設へ

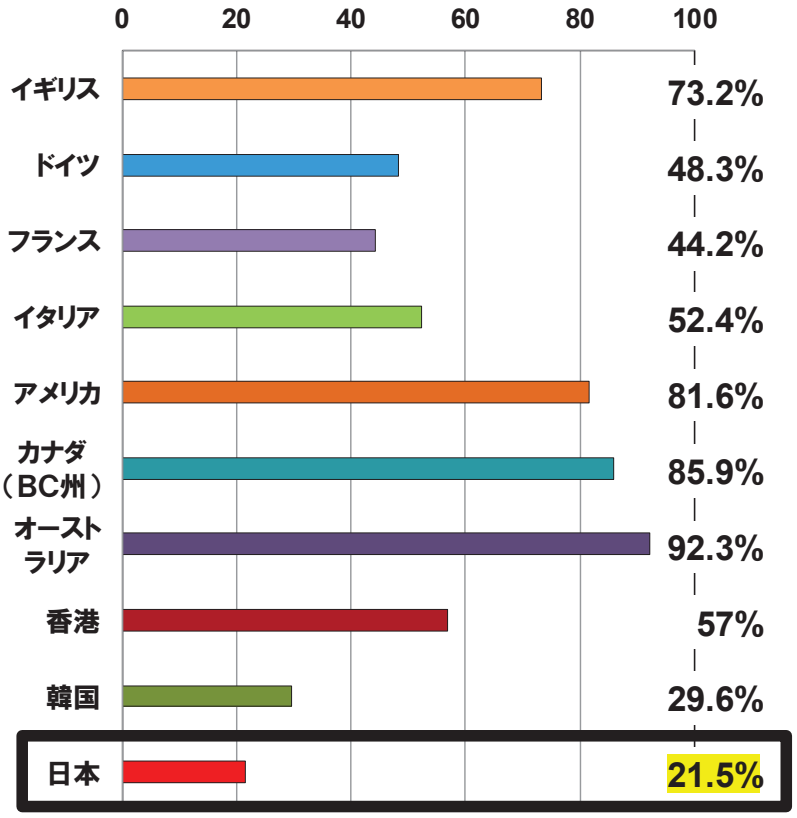

（註）2010年前後の値、日本のみ2019年3月末。
※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代（東京成徳大学子ども学部）（平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ（被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究）」）

「特別養子縁組」が殆ど活用されない日本

国名	人口（百万人）	成立件数	人口10万人当たり件数
ドイツ	81	3,805	4.69
フランス	62	3,964	6.41
イギリス	56	4,734	8.44
アメリカ	314	119,514	38.0
日本	127	711	0.56

（註）ドイツ：2014年 フランス：2007年 イギリス：2011年 アメリカ：2012年 日本：2019年 ※イギリスはイングランドとウェールズのみ。
（出典）厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

都道府県市別の里親等委託率の差

７０都道府県市別里親等委託率（令和元年度末）

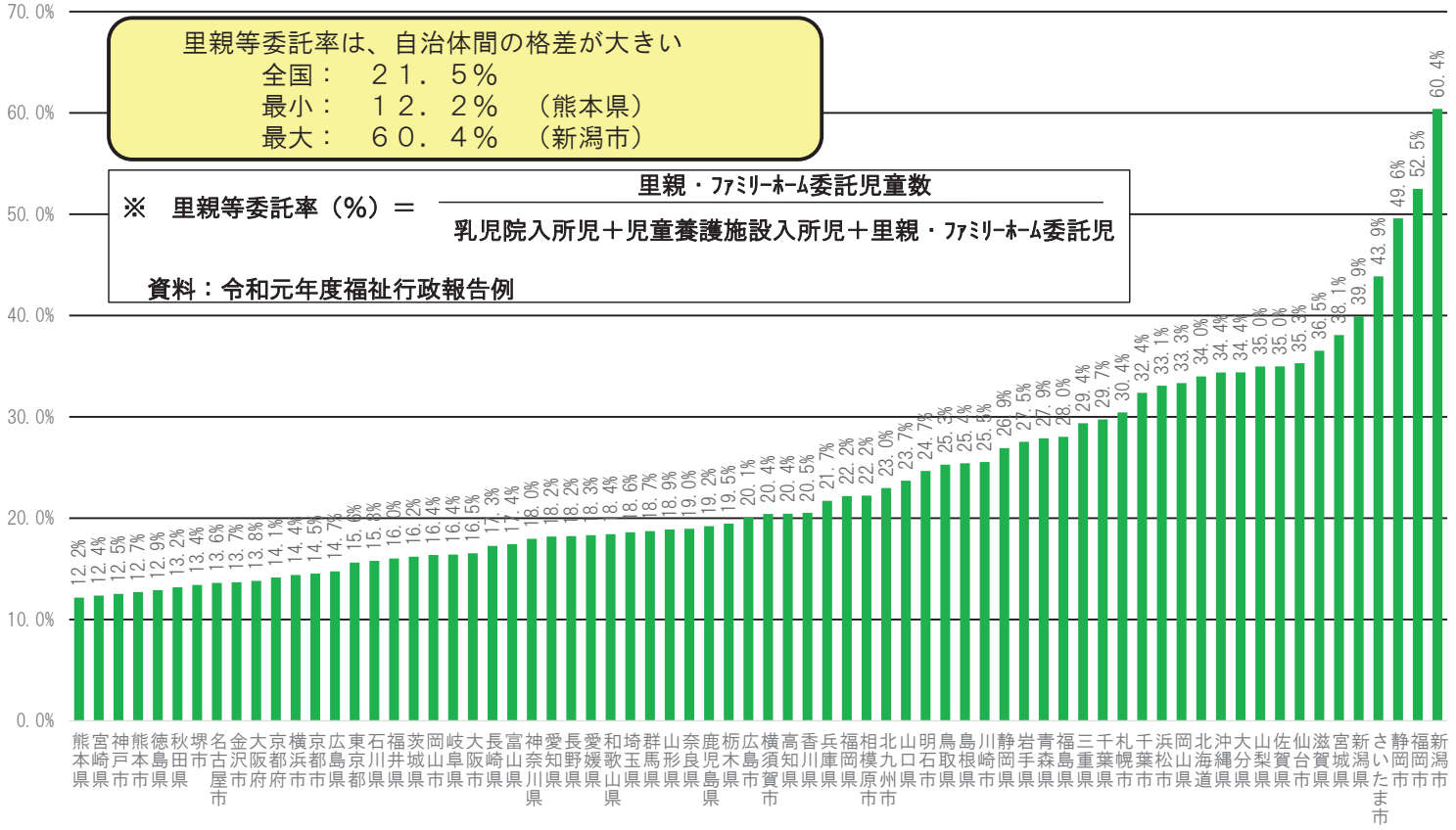

社会的養育関連政策の推移

- 1947年（昭和22年）
  - **「児童福祉法」成立**　※昭和22年の戦争孤児の施設収容目的の立法以来、「保護パラダイム」が28年抜本改正まで70年間継続。
- 1989年（平成元年）
  - 国連「児童の権利条約」採択　（H元.11.20）
- 1994年（平成6年）
  - 日本が「児童の権利条約」批准　（H6.5.22）
- 2000年（平成12年）
  - **「児童虐待防止法」成立**　※その後、平成16、19年に法改正。
- 2009年（平成21年）
  - 国連「児童の代替的養育に関する指針」採択(H21)　※「家庭での養育(特に乳幼児)」と「永続的解決」を原則。
- 2010年（平成22年）
  - 国連「児童の権利委員会」による「第3回最終見解」(H22)　※国連指針を考慮するよう日本政府に勧告。
- 2011年（平成23年）
  - 厚労省「里親委託ガイドライン」公表　（H23.3.30）
  - **厚労省「社会的養護の課題と将来像」**(H23.7.11)　**➡「都道府県推進計画」策定**
- 2015年（平成27年）
  - 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」　（H27.9.7～H28.7.29）

大きなパラダイムシフト

- 2016年（平成28年）
  - **「児童福祉法」改正**　（H28.5.27成立、6.3公布）
- 2017年（平成29年）
  - 「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」　（H28.7.29～ ）
- 2018年（平成30年）
  - **「児童福祉法」改正**　（H29.6.14成立、6.21公布）
- 2019年（平成31年）
  - **厚労省「新しい社会的養育ビジョン」➡「都道府県推進計画」全面見直しへ**
  - **「『都道府県社会的養育推進計画』の策定要領 」を厚労省が発出**　（H30.7.6 ）
  - **「児童福祉法等」、「民法等（特別養子関係）」改正**　(R元.6)

「平成28年改正児福法」における理念規定の抜本見直し

改正前の条文

第一条　すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。
② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条　前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

【参考】民法（明治29年法律第89号、第820条及び822条は平成23年改正）（抄）
（親権者）
第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。
（監護及び教育の権利義務）
第820条　**親権を行う者**は、**子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う**。
第822条　**親権を行う者**は、第820条の規定による**監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる**。

改正後の条文

第一条　（**子どもの権利**）
全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される**権利を有する。**

第二条　（**子どもの最善の利益優先原則**）
全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、**その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され**、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条の二　（**家庭養育優先原則**）
国及び地方公共団体は、児童が**①家庭**において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、（中略）児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が**②家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童が**③できる限り良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

「新しい社会的養育ビジョン」の「家庭養育優先原則」、「数値目標」等

「社会的養護の課題と将来像」（2011年7月）		現状	「新しい社会的養育ビジョン」（2017年8月）
「『家庭的』の定義が不明確」 かつ 「優先順位も不明確」			①【家庭】・実父母や親族等 ②【家庭における養育環境と同様の養育環境】
【家庭的養護】 ・里親 ・ファミリーホーム	今後十数年をかけて、概ね1/3	616件/年（H29年）	特別養子縁組成立数：概ね5年以内に年間1,000人以上、その後も増加
		19.7%（H30.3時点）	里親委託率 3歳未満：概ね5年以内に75%以上 それ以外の就学前：概ね7年以内に75%以上 学童期以降：概ね10年以内に50%以上
【できる限り家庭的な養育環境】 ・小規模グループケア ・グループホーム	今後十数年をかけて、概ね1/3		③【できる限り良好な家庭的環境】 ・小規模かつ地域分散型施設
【施設養護】 ・児童養護施設 ・乳児院等 （児童養護施設は全て小規模ケア）	今後十数年をかけて、概ね1/3		【施設の新たな役割】 施設入所は、措置前の一時的な入所に加え、高度専門的な対応が必要な場合が中心。高機能化、多機能化を図り、地域で新たな役割を担う。

「社会的養護（代替養育）を必要とする子ども数」の考え方の相違点

・・・18歳未満人口の1割縮小が見込まれており、これと同様の推移を見込むか、（略）、少なくとも対象児童は減少しないと見込むことが考えられる。	・・・市区町村の支援の充実により、潜在的ニーズが掘り起こされ、代替養育を必要とする子どもの数は増加する可能性が高いことに留意して計画を立てる。

厚労省「新しい社会的養育ビジョン」及び「社会的養護の課題と将来像」より塩崎恭久事務所作成

【抜粋】「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（平成30年7月6日付局長通知）

都道府県は国の目標を踏まえ、里親委託率の「数値目標」と「達成期限」を設定

4. 項目ごとの策定要領
（5）里親等への委託の推進に向けた取組
②里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み
（計画策定に当たっての留意点）

ⅲ

○国においては、
「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75％以上」、「概ね10 年以内に学童期以降の里親等委託率50％以上」の実現に向けて、取組を推進する。

○都道府県においては、
これまでの地域の実情は踏まえつつも、
①子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び
②上述した数値目標
を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。
なお、数値目標の設定は、（中略）、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

○国としては、
必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

都道府県社会的養育推進計画について（里親等委託率の目標値）

○ **各都道府県等から提出された計画について里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等をレーダーチャートにて取りまとめた上で公表。**
（令和2年8月7日作成、令和３年３月31日更新）

○ 取組の強化を図るため、国において**「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を策定**（令和３年２月４日）し、令和６年度末時点の３歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体等に対して、フォスタリング事業の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）すること等により、里親等への委託を推進。

は、策定要領に示す国の基準を満たすもの

	2018年度末実績	5年目（2024年度末）	7年目（2026年度末）		10年目（2029年度末）		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
国が策定要領で示す数値	20.5%	**75.0%以上**	75.0%	**75.0%以上**	75.0%	75.0%	**50.0%以上**
北海道（札幌市）	34.5%（29.7%）	84.7%	－	－	－		
青森県	27.8%	38.5%	－	－	60.9%	62.2%	47.9%
岩手県	26.2%	55.3%	42.8%	44.3%	54.8%	52.6%	46.6%
宮城県	40.2%	38.5%	55.4%（全年齢合計）		51.9%	63.2%	62.2%
秋田県	12.2%	57.9%	－	－	40.0%		
山形県	20.0%	76.2%	－	－	75.0%	75.0%	31.7%
福島県	24.6%	76.3%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	30.0%
茨城県	16.8%	70.0%	－	－	71.4%	69.8%	60.7%
栃木県	19.2%	53.1%	－	54.4%	－	－	41.0%
群馬県	17.4%	33.8%	38.0%	57.0%	40.0%	75.0%	50.0%
埼玉県（さいたま市）	18.8%（40.0%）	36.2%	－	－	－	－	－
千葉県	27.9%	57.0%	－	－	75.4%	50.5%	32.5%
千葉市	31.2%	55.6%	－	－	73.7%	74.1%	50.0%
東京都	14.9%	14.1%	28.7%	38.2%	50.5%	50.5%	33.6%
神奈川県	16.5%	34.9%	－	－	75.0%	75.0%	24.6%
新潟県（新潟市）	40.0%（55.9%）	40.9%	－	－	61.0%	77.0%	57.0%
富山県	18.5%	46.2%	－	－	66.7%	66.7%	33.3%
石川県（金沢市）	15.9%（15.4%）	44.4%	－	－	60.0%		35.0%
福井県	16.6%	33.3%	－	－	65.0%	65.0%	35.0%
山梨県	28.8%	76.1%	－	－	75.0%以上		50.0%以上
長野県	16.1%	40.7%	－	－	75.0%	67.7%	36.5%
岐阜県	16.1%	75.9%	－	－	67.9%	47.9%	37.5%
静岡県	21.9%	45.0%	－	－	65.0%	58.0%	46.0%
愛知県	15.9%	28.5%	－	－	49.4%	45.7%	30.1%
三重県	28.8%	48.4%	－	－	60.0%	60.0%	40.0%
滋賀県	34.3%	52.5%	－	－	73.9%	65.4%	60.2%
京都府	14.8%	40.0%	－	－	40.0%		33.0%
大阪府	11.6%	47.0%	－	－	64.0%	44.0%	38.0%
兵庫県	19.2%	37.5%	44.2%	37.9%	55.8%	46.8%	47.1%
奈良県	17.4%	27.3%	－	－	47.0%	42.0%	31.0%
和歌山県	20.5%	34.3%	－	－	55.6%	46.4%	42.1%
鳥取県	24.6%	13.9%	－	－	60.0%		
島根県	23.4%	36.0%	41.0%	－	概ね50%以上	－	概ね40%以上

	2018年度末実績	5年目（2024年度末）	7年目（2026年度末）		10年目（2029年度末）		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
国が策定要領で示す数値	20.5%	**75.0%以上**	75.0%	**75.0%以上**	75.0%	75.0%	**50.0%以上**
岡山県（岡山市）	32.7%（14.0%）	75.7%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	50.0%
広島県（広島市）	14.1%（18.8%）	29.0%	－	－	43.5%	44.0%	42.4%
山口県	20.0%	34.5%	－	－	45.0%		
徳島県	12.8%	60.0%	60.0%	55.0%	60.0%	55.0%	43.0%
香川県	23.8%	52.0%	40.5%（全年齢合計）		70.0%	70.0%	40.0%
愛媛県	18.1%	48.0%	56.0%	60.7%	72.0%	77.0%	33.3%
高知県	18.7%	41.2%	－	－	65.0%	60.0%	50.0%
福岡県	20.7%	52.4%	60.7%	60.4%	60.7%	60.4%	41.9%
佐賀県	31.1%	75.0%	63.0%	75.0%	76.9%	81.5%	48.0%
長崎県	17.6%	62.1%	75.0%	37.4%	75.0%	50.9%	40.3%
熊本県（熊本市）	12.4%（10.8%）	46.4%	55.9%	44.2%	69.8%	58.7%	30.3%
大分県	33.1%	75.8%	－	－	75.0%	50.0%～75.0%	35.0%～50.0%
宮崎県	13.4%	38.2%	－	－	54.0%	44.0%	35.0%
鹿児島県	17.5%	39.7%	39.7%	56.5%	38.6%	58.2%	37.4%
沖縄県	34.7%	57.4%	－	－	40.0%		
仙台市	27.7%	38.9%	46.4%	52.5%	57.6%	65.0%	44.3%
横浜市	15.2%	33.1%	38.7%	43.0%	45.3%	46.9%	31.4%
川崎市	23.2%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	75.0%	50.0%
相模原市	16.9%	75.0%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	50.0%
静岡市	48.5%	53.3%	－	－	64.0%	58.0%	52.0%
浜松市	26.7%	75.0%	－	－	67.0%	59.0%	49.0%
名古屋市	14.4%	45.0%	－	－	70.0%	30.0%	30.0%
京都市	13.1%	74.3%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	50.0%
大阪市	16.5%	25.5%	－	－	41.0%	42.9%	33.9%
堺市	12.4%	31.4%	－	－	46.0%	37.3%	32.2%
神戸市	12.4%	37.3%	－	－	58.3%		30.9%
北九州市	19.1%	38.6%	42.2%	42.9%	48.9%	47.0%	32.1%
福岡市	47.9%	77.1%	75.8%	76.9%	76.7%	75.0%	58.8%
横須賀市	18.9%	35.7%	－	－	45.0%		
明石市		85.7%	－	－	100.0%	100.0%	62.1%

（※） 都道府県社会的養育推進計画を作成した際の目標値とは別に、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を踏まえた目標値を設定している場合があり、その場合において、上記では、後者の目標値を令和3年3月31日時点の状況で記載している。

網の目が粗すぎる日本の児童相談所設置

	日本	アメリカ	イギリス(イングランド)	ドイツ
人口	1億2710万人（H27）	3億2780万人（H30）	5560万人（H29）	8270万人（H29）
根拠法	・児童福祉法 ・児童虐待防止法	・児童虐待防止対策法（連邦） ・独自の法的、行政的なプログラム（各州）	・1989年児童法 ・2004年児童法	・社会法典第８編 ・児童保護法 ・民法 ・刑法
児童虐待の定義	保護者がその監護する児童について行う以下の行為をいう。 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待	・児童虐待とネグレクト ・性的虐待	法律上、虐待に特化した定義なし。	・法律上の明確な定義なし。 ・民法第1666条第１項において、「子の福祉の危険」について身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、ネグレクトに区分して規定。
児童虐待対応で調査や子どもの保護を実施している機関	児童相談所（都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市が設置）	児童保護サービス機関（州又は郡の公的な児童福祉部門の一部）	Children Social Care	青少年局
設置数	**220ヵ所(R2.7)** **※1ヵ所当たりの人口約58万人**（※1） 全中核市に設置 ＋57ヵ所 → **46万人に1ヵ所** さらに全特別区に設置 ＋20ヵ所 → **43万人に1ヵ所** 合計 297ヵ所	各州に置かれているが、児童福祉担当機関の規模は州によって異なる。 （例） ○ロサンゼルス郡 人口約870万人/CPS17支所 **1支所当たりの人口約51万人**（※1） ○マサチューセッツ州（精査中） 人口約686万人/DCF地域事務所28ヶ所 **1地方事務所当たりの人口約24万人**（※1） ○オレゴン州（精査中） 人口約414万人/DHSの虐待通報窓口36ヶ所 **1窓口当たりの人口約12万人**（※1）	各地方自治体（152自治体）に置かれている。 大きな地方自治体によっては、支部等が置かれているが、どのような配置にするかは地方自治体によって異なる。 **※1自治体当たりの人口約37万人**（※1）	広域主体（16州）に一つの州青少年局、地域主体に一つの青少年局が置かれている（511ヶ所）。 **※1ヵ所当たりの人口約16万人**（※1）

※1　人口を機械的に割ったもの。
※2　アメリカでChild protective servicesを担う行政機関は、州によって名称が異なる。（Department of Children & Families, Department of Human Services等）
【出典】外務省HP、マサチューセッツ州DCFHP、オレゴン州DHSHP、アメリカ統計局HP、イギリス統計局HP
平成26年厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ（アメリカ、イギリス、ドイツ）
「アメリカ・イギリス・北欧における 児童虐待対応について」（児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会（第3回）（平成26年10月31日） 増沢 高氏（子どもの虹情報研修センター研修部長）提出資料）
岩志和一郎編著「児童福祉と司法の間の子の福祉－ドイツにみる児童虐待防止のための諸力連携－」（尚学社）（2018年11月）　（出典）厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

フォスタリング機関による里親等支援

「新しい社会的養育ビジョン」【抜粋】（平成29年8月2日）

≪フォスタリング機関とは？≫
里親のリクルート、登録から子どもの委託、措置解除に至るまでの一連の過程及び委託後の里親養育（一連の包括的な業務を**フォスタリング業務**と呼ぶ）は、里親とフォスタリングの業務を行う組織がチームを組みながら行うことで質の高いものとすることが求められる。そのため、フォスタリング業務を包括的に行う機関（以下、**フォスタリング機関**）は十分な専門性と経験を積んだ多職種人材からなるソーシャルワークを集団で行う組織であることが必須である。（P33）

≪「家庭養育優先原則」の徹底とフォスタリング機関創設≫
（5）乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標
特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。（P3～4）

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」【抜粋】（平成30年7月6日）

・2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。（P14）

里親養育包括支援（フォスタリング）事業イメージ

【令和３年度予算】２１３億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

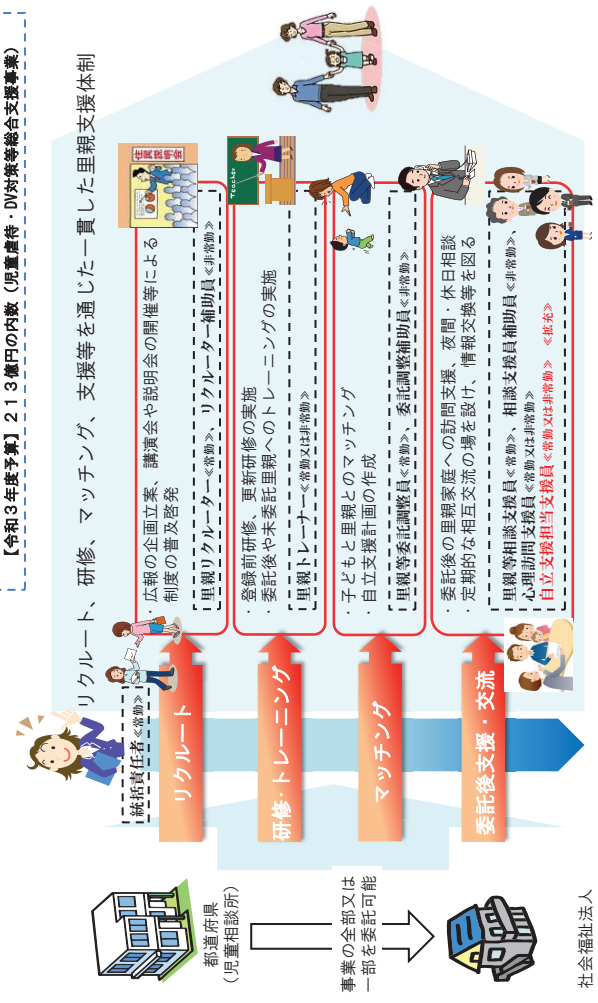

平成30年２月１日時点

年齢区分別の里親等委託率について

自治体	３歳未満				３歳以上就学前				学童期				合計			
	里親等	施設	合計	里親等委託率	里親等	施設	合計	里親等委託率	里親等	施設	合計	里親等委託率	里親等	施設	合計	里親等委託率
北海道	51人	46人	97人	52.6%	107人	103人	210人	51.0%	405人	1,198人	1,603人	25.3%	563人	1,347人	1,910人	29.5%
青森県	5人	23人	28人	17.9%	11人	20人	31人	35.5%	72人	213人	285人	25.3%	88人	256人	344人	25.6%
岩手県	4人	27人	31人	12.9%	6人	41人	47人	12.8%	89人	226人	315人	28.3%	99人	294人	393人	25.2%
宮城県	13人	41人	54人	24.1%	17人	50人	67人	25.4%	157人	291人	448人	35.0%	187人	382人	569人	32.9%
秋田県	1人	18人	19人	5.3%	5人	15人	20人	25.0%	12人	150人	162人	7.4%	18人	183人	201人	9.0%
山形県	3人	11人	14人	21.4%	8人	19人	27人	29.6%	33人	187人	220人	15.0%	44人	217人	261人	16.9%
福島県	16人	11人	27人	59.3%	17人	33人	50人	34.0%	60人	283人	343人	17.5%	93人	327人	420人	22.1%
茨城県	2人	59人	61人	3.3%	8人	83人	91人	8.8%	92人	538人	630人	14.6%	102人	680人	782人	13.0%
栃木県	7人	75人	82人	8.5%	10人	72人	82人	12.2%	97人	409人	506人	19.2%	114人	556人	670人	17.0%
群馬県	7人	54人	61人	11.5%	11人	63人	74人	14.9%	62人	305人	367人	16.9%	80人	422人	502人	15.9%
埼玉県	28人	192人	220人	12.7%	70人	161人	231人	30.3%	310人	1,127人	1,437人	21.6%	408人	1,480人	1,888人	21.6%
千葉県	51人	86人	137人	37.2%	53人	100人	153人	34.6%	220人	786人	1,006人	21.9%	324人	972人	1,296人	25.0%
東京都	49人	387人	436人	11.2%	91人	364人	455人	20.0%	400人	2,649人	3,049人	13.1%	540人	3,400人	3,940人	13.7%
神奈川県	49人	215人	264人	18.6%	65人	220人	285人	22.8%	231人	1,390人	1,621人	14.3%	345人	1,825人	2,170人	15.9%
新潟県	12人	19人	31人	38.7%	17人	17人	34人	50.0%	111人	151人	262人	42.4%	140人	187人	327人	42.8%
富山県	2人	12人	14人	14.3%	1人	15人	16人	6.3%	25人	99人	124人	20.2%	28人	126人	154人	18.2%
石川県	3人	16人	19人	15.8%	5人	18人	23人	21.7%	37人	168人	205人	18.0%	45人	202人	247人	18.2%
福井県	2人	10人	12人	16.7%	4人	21人	25人	16.0%	23人	156人	179人	12.8%	29人	187人	216人	13.4%
山梨県	6人	18人	24人	25.0%	13人	16人	29人	44.8%	65人	201人	266人	24.4%	84人	235人	319人	26.3%
長野県	4人	45人	49人	8.2%	16人	53人	69人	23.2%	62人	456人	518人	12.0%	82人	554人	636人	12.9%
岐阜県	16人	24人	40人	40.0%	10人	48人	58人	17.2%	58人	413人	471人	12.3%	84人	485人	569人	14.8%
静岡県	33人	57人	90人	36.7%	34人	81人	115人	29.6%	163人	441人	604人	27.0%	230人	579人	809人	28.4%
愛知県	39人	157人	196人	19.9%	46人	213人	259人	17.8%	180人	1,344人	1,524人	11.8%	265人	1,714人	1,979人	13.4%
三重県	18人	41人	59人	30.5%	23人	45人	68人	33.8%	93人	328人	421人	22.1%	134人	414人	548人	24.5%
滋賀県	2人	15人	17人	11.8%	6人	23人	29人	20.7%	97人	134人	231人	42.0%	105人	172人	277人	37.9%
京都府	6人	61人	67人	9.0%	8人	65人	73人	11.0%	84人	520人	604人	13.9%	98人	646人	744人	13.2%
大阪府	58人	285人	343人	16.9%	60人	349人	409人	14.7%	254人	1,980人	2,234人	11.4%	372人	2,614人	2,986人	12.5%
兵庫県	20人	126人	146人	13.7%	28人	187人	215人	13.0%	199人	1,192人	1,391人	14.3%	247人	1,505人	1,752人	14.1%
奈良県	3人	24人	27人	11.1%	10人	33人	43人	23.3%	43人	239人	282人	15.2%	56人	296人	352人	15.9%
和歌山県	4人	28人	32人	12.5%	14人	43人	57人	24.6%	58人	267人	325人	17.8%	76人	338人	414人	18.4%
鳥取県	1人	24人	25人	4.0%	7人	31人	38人	18.4%	54人	148人	202人	26.7%	62人	203人	265人	23.4%
島根県	4人	15人	19人	21.1%	5人	20人	25人	20.0%	39人	99人	138人	28.3%	48人	134人	182人	26.4%
岡山県	11人	22人	33人	33.3%	17人	36人	53人	32.1%	88人	369人	457人	19.3%	116人	427人	543人	21.4%
広島県	8人	43人	51人	15.7%	19人	102人	121人	15.7%	94人	564人	658人	14.3%	121人	709人	830人	14.6%
山口県	3人	30人	33人	9.1%	10人	48人	58人	17.2%	80人	358人	438人	18.3%	93人	436人	529人	17.6%
徳島県	3人	24人	27人	11.1%	5人	19人	24人	20.8%	33人	214人	247人	13.4%	41人	257人	298人	13.8%
香川県	4人	15人	19人	21.1%	6人	26人	32人	18.8%	36人	118人	154人	23.4%	46人	159人	205人	22.4%
愛媛県	6人	39人	45人	13.3%	3人	55人	58人	5.2%	63人	346人	409人	15.4%	72人	440人	512人	14.1%
高知県	4人	29人	33人	12.1%	7人	47人	54人	13.0%	53人	265人	318人	16.7%	64人	341人	405人	15.8%
福岡県	22人	117人	139人	15.8%	39人	149人	188人	20.7%	354人	968人	1,322人	26.8%	415人	1,234人	1,649人	25.2%
佐賀県	8人	21人	29人	27.6%	7人	25人	32人	21.9%	52人	177人	229人	22.7%	67人	223人	290人	23.1%
長崎県	6人	20人	26人	23.1%	7人	35人	42人	16.7%	76人	387人	463人	16.4%	89人	442人	531人	16.8%
熊本県	7人	44人	51人	13.7%	11人	79人	90人	12.2%	74人	556人	630人	11.7%	92人	679人	771人	11.9%
大分県	10人	22人	32人	31.3%	20人	39人	59人	33.9%	105人	188人	293人	35.8%	135人	249人	384人	35.2%
宮崎県	2人	31人	33人	6.1%	8人	45人	53人	15.1%	45人	311人	356人	12.6%	55人	387人	442人	12.4%
鹿児島県	6人	47人	53人	11.3%	13人	101人	114人	11.4%	97人	552人	649人	14.9%	116人	700人	816人	14.2%
沖縄県	17人	23人	40人	42.5%	21人	45人	66人	31.8%	117人	310人	427人	27.4%	155人	378人	533人	29.1%
合計	636人	2,749人	3,385人	18.8%	979人	3,473人	4,452人	22.0%	5,252人	23,771人	29,023人	18.1%	6,867人	29,993人	36,860人	18.6%

【出典】児童養護施設入所児童等調査

里親養育包括支援（フォスタリング）事業の自治体別交付決定額一覧（令和２年度）

自治体名	交付決定額
北海道	4,032千円
青森県	10,664千円
岩手県	2,212千円
宮城県	21,828千円
秋田県	5,933千円
山形県	2,341千円
福島県	4,773千円
茨城県	28,970千円
栃木県	4,502千円
群馬県	9,008千円
埼玉県	30,316千円
千葉県	16,254千円
東京都	147,112千円
神奈川県	25,969千円
新潟県	6,579千円
富山県	4,318千円
石川県	4,856千円
福井県	125千円
山梨県	2,009千円
長野県	8,933千円
岐阜県	35,714千円
静岡県	24,050千円
愛知県	14,776千円
三重県	18,555千円
滋賀県	8,761千円

自治体名	交付決定額
京都府	3,064千円
大阪府	81,264千円
兵庫県	10,471千円
奈良県	6,511千円
和歌山県	18,019千円
鳥取県	6,373千円
島根県	1,620千円
岡山県	3,500千円
広島県	8,391千円
山口県	10,196千円
徳島県	3,071千円
香川県	3,264千円
愛媛県	175千円
高知県	14,932千円
福岡県	30,077千円
佐賀県	11,451千円
長崎県	9,442千円
熊本県	20,552千円
大分県	7,918千円
宮崎県	14,092千円
鹿児島県	3,085千円
沖縄県	16,370千円
札幌市	8,146千円
仙台市	3,861千円
さいたま市	2,033千円

自治体名	交付決定額
千葉市	15,052千円
世田谷区	23,161千円
江戸川区	17,590千円
荒川区	17,493千円
横浜市	20,428千円
川崎市	28,337千円
相模原市	3,335千円
新潟市	77千円
静岡市	12,659千円
浜松市	3,548千円
名古屋市	9,873千円
京都市	14,045千円
大阪市	17,139千円
堺市	7,432千円
神戸市	10,350千円
岡山市	3,289千円
広島市	231千円
北九州市	3,541千円
福岡市	31,894千円
熊本市	3,006千円
横須賀市	2,643千円
金沢市	100千円
明石市	6,522千円
合計	992,213千円

【負担割合】

国：１／２、

都道府県・指定都市・
児童相談所設置市：１／２

都道府県別フォスタリング事業の実施状況①

令和元年度の里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助金の実績報告書をもとに集計した実施状況。
補助金の申請自体がない場合には、フォスタリング事業を実施しているかどうか不明であるため、「－」を記載している。

自治体名	か所数			実施機関詳細						
		自治体	民間委託		実施機関名	①普及促進・リクルート事業	②里親研修・トレーニング事業	③里親委託推進等事業	④里親訪問等支援事業
北海道	10か所	9か所	1か所	自治体	北海道（本庁）	○	○	○	
					北海道中央児童相談所	○	○	○	○
					北海道旭川児童相談所	○	○	○	○
					北海道帯広児童相談所	○	○	○	○
					北海道釧路児童相談所	○	○	○	○
					北海道函館児童相談所	○	○	○	○
					北海道北見児童相談所	○	○	○	○
					北海道岩見沢児童相談所	○	○	○	○
					北海道室蘭児童相談所	○	○	○	○
				民間	（一社）北海道里親会連合会	○			○
青森県	5か所	1か所	4か所	自治体	児童相談所	○	○	○	○
				民間	（社福）藤聖母園	○	○	○	○
					（社福）ひまわり乳児院	○	○	○	○
					（社福）弘前乳児院	○	○	○	○
					青森里親連合会	○		○	○
岩手県	4か所	4か所	－	自治体	岩手県（本庁）		○		
					岩手県福祉総合相談センター	○	○	○	
					岩手県一関児童相談所	○	○	○	
					岩手県宮古児童相談所	○	○	○	
宮城県	7か所	4か所	3か所	自治体	宮城県	○	○		
					中央児童相談所			○	
					北部児童相談所			○	
					東部児童相談所			○	
				民間	みやぎ里親支援センターけやき	○		○	○
					恩賜財団母子愛育会		○		
					宮城県なごみの会		○		
秋田県	6か所	1か所	5か所	自治体	中央児童相談所			○	
				民間	秋田赤十字乳児院	○	○		
					陽清学園	○	○		
					感恩講児童保育院	○	○		
					聖園天使園	○	○		
					県南愛児園	○	○		
山形県	3か所	1か所	2か所	自治体	山形県		○		
				民間	（社福）寒河江学園	○	○		○
					（社福）恩賜財団済生会支部山形県済生会		○		
福島県	4か所	4か所	－	自治体	中央児童相談所	○	○	○	○
					県中児童相談所	○	○	○	○
					会津児童相談所	○	○	○	○
					浜児童相談所	○	○	○	○
茨城県	9か所	4か所	5か所	自治体	茨城県里親連合会		○		
					中央児童相談所			○	
					土浦児童相談所			○	
					筑西児童相談所			○	
				民間	（社福）同仁会　内原和敬寮	○			
					（社福）同仁会　つくば香風寮	○			
					（社福）茨城県道心園		○		
					茨城県児童福祉施設協議会		○		
					（社福）恩賜財団母子愛育会		○		
					茨城県里親連合会		○		
栃木県	3か所	3か所	－	自治体	中央児童相談所	○	○	○	○
					県南児童相談所	○		○	○
					県北児童相談所	○		○	○
群馬県	4か所	1か所	3か所	自治体	児童相談所	○	○	○	○
				民間	群馬県里親の会				○
					群馬県児童養護施設連絡協議会		○		
					（社福）恩賜財団母子愛育会		○		

自治体名	か所数			実施機関詳細						
		自治体	民間委託		実施機関名	①普及促進・リクルート事業	②里親研修・トレーニング事業	③里親委託推進等事業	④里親訪問等支援事業
埼玉県	8か所	6か所	2か所	自治体	中央児童相談所	○	○	○	
					南児童相談所	○	○	○	
					川越児童相談所	○	○	○	
					所沢児童相談所	○	○	○	
					熊谷児童相談所	○	○	○	
					越谷児童相談所（草加支所を含む）	○	○	○	
				民間	（特非）キーアセット	○	○		
					（一社）埼玉里親会		○		○
千葉県	5か所	－	5か所	民間	（特非）子ども家庭サポートセンターちば	○	○	○	○
					（特非）千葉県里親家庭支援センター			○	○
					（特非）ちばこどもおうえんだん	○			
					千葉県里親会	○			
					（社福）恩賜財団母子愛育会		○		
東京都	5か所	－	5か所	民間	（特非）キーアセット	○	○	○	○
					（一社）東京公認心理師協会	○	○	○	○
					（社福）二葉保育園二葉乳児院	○	○	○	○
					養育家庭の会		○		○
					（特非）バディチーム				○
神奈川県	12か所	5か所	7か所	自治体	中央児童相談所	○	○	○	
					平塚児童相談所	○	○	○	
					鎌倉三浦地域児童相談所	○	○	○	
					小田原児童相談所	○	○	○	
					厚木児童相談所	○	○	○	
				民間	里親センター	○	○	○	
					子ども自立生活支援センター	○	○	○	
					家庭養育支援センター（５箇所）	○	○	○	
新潟県	3か所	1か所	2か所	自治体	新潟県	○			○
				民間	（社福）恩賜財団母子愛育会	○			
					（社福）新潟カリタス会		○		
富山県	3か所	－	3か所	民間	日本赤十字社富山県支部	○	○	○	○
					（社福）恩賜母子愛育会		○		
					富山県里親会				○
石川県	2か所	2か所	－	自治体	中央児童相談所	○	○		○
					七尾児童相談所	○	○		○
福井県	1か所	1か所	－	自治体	児童相談所	○	○		
山梨県	1か所	1か所	－	自治体	中央児童相談所		○	○	
長野県	3か所	2か所	1か所	自治体	中央児童相談所	○	○	○	
					松本児童相談所			○	
				民間	うえだみなみ乳児院	○			○
岐阜県	9か所	6か所	3か所	自治体	子ども家庭課	○	○	○	
					中央子ども相談センター	○	○	○	○
					西濃子ども相談センター	○		○	○
					中濃子ども相談センター	○	○	○	○
					東濃子ども相談センター	○	○	○	○
					飛騨子ども相談センター	○	○	○	○
				民間	（社福）日本児童育成園		○		
					（社福）樹心会		○		
					岐阜県里親連合会		○		○
静岡県	9か所	6か所	3か所	自治体	静岡県				
					賀茂児童相談所	○	○	○	○
					東部児童相談所	○	○	○	○
					富士児童相談所	○	○	○	○
					中央児童相談所	○	○	○	○
					西部児童相談所	○	○	○	○
				民間	恵明学園児童家庭支援センタースマイル	○	○		○
					誠信会児童家庭支援センターパラソル	○	○		○
					児童家庭支援センターはるかぜ	○	○		○

都道府県別フォスタリング事業の実施状況②

自治体名	か所数			実施機関詳細						
		自治体	民間委託		実施機関名	①普及促進・リクルート事業	②里親研修・トレーニング事業	③里親委託推進等事業	④里親訪問等支援事業
愛知県	3か所	3か所	―	自治体	愛知県	○	○		
					中央児童・障害者相談センター			○	○
					西三河児童・障害者相談センター			○	○
三重県	5か所	1か所	4か所	自治体	児童相談センター	○	○	○	○
				民間	社会福祉法人（委託）	○	○		○
					NPO法人（委託）	○	○		
					母子愛育会及び児童養護施設		○		
					里親会				○
滋賀県	1か所	―	1か所	民間	（社福）小鳩会	○	○	○	○
京都府	1か所	1か所	―	自治体	家庭支援総合センター	○	○	○	○
大阪府	3か所	―	3か所	民間	（特非）キーアセット	○	○	○	○
					（公社）家庭養護促進協会	○	○	○	○
					（社福）和泉乳児院	○	○	○	○
兵庫県	2か所	1か所	1か所	自治体	児童相談所	○		○	○
				民間	（公社）家庭養護促進協会	○	○		○
奈良県	3か所	1か所	2か所	自治体	こども家庭相談センター（児童相談所）	○		○	○
				民間	（社福）天理	○	○		○
					（社福）恩賜財団母子愛育会		○		
和歌山県	3か所	1か所	2か所	自治体	和歌山県子ども・女性・障害者相談者センター			○	
				民間	里親支援機関「なでしこ」	○	○		○
					里親支援機関ほっと	○	○		○
鳥取県	1か所	―	1か所	民間	（社福）鳥取こども学園	○	○	○	○
島根県	8か所	5か所	3か所	自治体	島根県青少年家庭課	○			
					中央児童相談所		○		
					出雲児童相談所		○		
					浜田児童相談所		○		
					益田児童相談所		○		
				民間	島根県里親会	○	○		
					島根県社会福祉士会	○			
					恩賜財団母子愛育会		○		
岡山県	3か所	3か所	―	自治体	中央児童相談所	○	○	○	○
					倉敷児童相談所	○	○	○	○
					津山児童相談所	○	○	○	○
広島県	4か所	3か所	1か所	自治体	西部こども家庭センター	○	○	○	
					東部こども家庭センター	○	○	○	
					北部こども家庭センター	○	○	○	
				民間	株式会社みづま	○			
山口県	1か所	1か所	―	自治体	中央児童相談所	○	○	○	○
徳島県	2か所	1か所	1か所	自治体	徳島県	○	○		
				民間	こども家庭支援センターひかり	○	○	○	
香川県	1か所	1か所	―	自治体	香川県子ども女性相談センター（児童相談所）	○	○	○	○
愛媛県	1か所	―	1か所	民間	愛媛県里親連合会	○	○		
高知県	1か所	―	1か所	民間	社会福祉法人（乳児院）	○	○		○
福岡県	7か所	6か所	1か所	自治体	福岡児童相談所	○	○	○	○
					久留米児童相談所	○	○	○	○
					田川児童相談所	○	○	○	○
					大牟田児童相談所	○	○	○	○
					宗像児童相談所	○	○	○	○
					京築児童相談所	○	○	○	○
				民間	子ども家庭支援センターあまぎやま		○		
佐賀県	2か所	1か所	1か所	自治体	佐賀県中央児童相談所	○	○	○	○
				民間	（社福）洗心和合会	○			
長崎県	3か所	2か所	1か所	自治体	長崎こども・女性・障害者支援センター			○	○
					佐世保こども・女性・障害者支援センター			○	○
				民間	（社福）光と緑の園	○	○		

自治体名	か所数			実施機関詳細					
		自治体	民間委託		実施機関名	①普及促進・リクルート事業	②里親研修・トレーニング事業	③里親委託推進等事業	④里親訪問等支援事業
熊本県	3か所	2か所	1か所	自治体	熊本県中央児童相談所	○	○	○	○
					熊本県八代児童相談所	○		○	○
				民間	（特非）優里の会	○	○		○
大分県	1か所	1か所	―	自治体	中央児童相談所	○	○	○	○
宮崎県	3か所	―	3か所	民間	（特非）みやざき子ども文化センター	○	○	○	○
					子ども家庭支援センターつぼみ		○		
					児童家庭支援センターゆうりん		○		
鹿児島県	3か所	1か所	2か所	自治体	中央児童相談所			○	○
				民間	鹿児島県里親会	○	○		○
					児童養護施設　南さつま子どもの家		○		
沖縄県	4か所	2か所	2か所	自治体	沖縄県中央児童相談所			○	○
					沖縄県コザ児童相談所			○	○
				民間	沖縄県里親会		○		○
					（社福）袋中園吉水寮（乳児院）	○	○		
札幌市	7か所	1か所	6か所	自治体	札幌市児童相談所	○	○	○	○
				民間	（社福）常徳会		○		
					（社福）北翔会		○		
					札幌市里親会	○			○
					（社福）扶桑苑		○		
					（社福）麦の子会		○		
					（社福）恩賜財団母子愛育会		○		
仙台市	2か所	2か所	―	自治体	仙台市児童相談所		○	○	○
					子供未来局子供育成部子供家庭支援課	○	○		
さいたま市	1か所	1か所	―	自治体	さいたま市児童相談所	○	○	○	○
千葉市	2か所	1か所	1か所	民間	（特非）キーアセット	○	○	○	○
横浜市	2か所	2か所	―	自治体	こども青少年局こども家庭課	○	○	○	○
					中央児童相談所			○	
川崎市	1か所	―	1か所	民間	（特非）キーアセット	○	○	○	○
相模原市	2か所	1か所	1か所	自治体	児童相談所	○	○	○	○
				民間	（社福）中心会	○	○	○	○
新潟市	1か所	1か所	―	自治体	新潟市児童相談所	○	○		
静岡市	1か所	―	1か所	民間	（特非）静岡市里親支援センター	○	○	○	○
浜松市	1か所	1か所	―	自治体	浜松市児童相談所	○	○	○	○
名古屋市	1か所	1か所	―	自治体	名古屋市児童相談所	○		○	○
京都市	2か所	―	2か所	民間	（社福）積慶園				○
					京都市里親会	○			
大阪市	3か所	1か所	2か所	自治体	大阪市こども相談センター	○	○	○	○
				民間	（公社）家庭養護促進協会	○	○	○	○
					大阪市里親会	○	○	○	○
堺市	1か所	1か所	―	自治体	堺市児童相談所	○	○	○	○
神戸市	2か所	2か所	―	自治体	神戸市こども家庭センター	○	○	○	○
					神戸市こども家庭局家庭支援課	○			
岡山市	1か所	1か所	―	自治体	岡山市子ども総合相談所	○	○	○	○
広島市	1か所	1か所	―	自治体	広島市児童相談所	○	○	○	○
北九州市	―	―	―						
福岡市	2か所	1か所	1か所	自治体	福岡市こども総合相談センター（児童相談所）	○	○	○	○
				民間	（特非）キーアセット	○	○	○	○
熊本市	1か所	1か所	―	自治体	熊本市児童相談所	○		○	
横須賀市	1か所	1か所	―	自治体	横須賀市児童相談所		○	○	
金沢市	―	―	―						
明石市	2か所	1か所	1か所	自治体	明石こどもセンター	○			
				民間	（公社）家庭養護促進協会神戸事務所	○	○		
（計）	222か所	120か所	102か所						

里親支援専門相談員の配置状況

自治体名	里親支援専門相談員配置施設数		
		児童養護施設	乳児院
北海道	8か所	7か所	1か所
青森県	9か所	6か所	3か所
岩手県	8か所	6か所	2か所
宮城県	1か所	1か所	0か所
秋田県	5か所	4か所	1か所
山形県	5か所	5か所	0か所
福島県	3か所	3か所	0か所
茨城県	16か所	13か所	3か所
栃木県	12か所	9か所	3か所
群馬県	3か所	1か所	2か所
埼玉県	23か所	19か所	4か所
千葉県	14か所	11か所	3か所
東京都	46か所	35か所	11か所
神奈川県	15か所	12か所	3か所
新潟県	1か所	0か所	1か所
富山県	0か所	0か所	0か所
石川県	2か所	2か所	0か所
福井県	5か所	4か所	1か所
山梨県	2か所	1か所	1か所
長野県	10か所	6か所	4か所
岐阜県	12か所	10か所	2か所
静岡県	5か所	5か所	0か所
愛知県	10か所	6か所	4か所
三重県	12か所	9か所	3か所

自治体名	里親支援専門相談員配置施設数		
		児童養護施設	乳児院
滋賀県	5か所	4か所	1か所
京都府	3か所	1か所	2か所
大阪府	24か所	20か所	4か所
兵庫県	8か所	7か所	1か所
奈良県	2か所	2か所	0か所
和歌山県	7か所	6か所	1か所
鳥取県	7か所	5か所	2か所
島根県	2か所	1か所	1か所
岡山県	5か所	5か所	0か所
広島県	4か所	4か所	0か所
山口県	10か所	9か所	1か所
徳島県	2か所	1か所	1か所
香川県	4か所	3か所	1か所
愛媛県	4か所	4か所	0か所
高知県	6か所	5か所	1か所
福岡県	14か所	11か所	3か所
佐賀県	5か所	4か所	1か所
長崎県	7か所	6か所	1か所
熊本県	8か所	7か所	1か所
大分県	10か所	9か所	1か所
宮崎県	12か所	10か所	2か所
鹿児島県	14か所	11か所	3か所
沖縄県	4か所	3か所	1か所
札幌市	4か所	3か所	1か所

自治体名	里親支援専門相談員配置施設数		
		児童養護施設	乳児院
仙台市	6か所	4か所	2か所
さいたま市	4か所	2か所	2か所
千葉市	4か所	3か所	1か所
横浜市	3か所	0か所	3か所
川崎市	6か所	4か所	2か所
相模原市	3か所	2か所	1か所
新潟市	0か所	0か所	0か所
静岡市	2か所	1か所	1か所
浜松市	2か所	2か所	0か所
名古屋市	4か所	1か所	3か所
京都市	9か所	7か所	2か所
大阪市	16か所	10か所	6か所
堺市	3か所	3か所	0か所
神戸市	11か所	8か所	3か所
岡山市	4か所	3か所	1か所
広島市	3か所	2か所	1か所
北九州市	5か所	4か所	1か所
福岡市	3か所	1か所	2か所
熊本市	5か所	3か所	2か所
横須賀市	2か所	1か所	1か所
金沢市	2か所	2か所	0か所
明石市	2か所	1か所	1か所
合計	497か所	380か所	117か所

【出典】厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（令和元年10月1日現在）

「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」と補助事業について

概要

- **平成30年**に、各都道府県に「都道府県社会的養育推進計画」を策定し、**里親委託率の目標を設定**するよう求めた。
- **令和2年に上記に上乗せして**、更に里親委託を加速するための、**「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の策定を都道府県に求めた**。
- これらのプランを実現するための里親養育包括支援（フォスタリング）事業については、国費補助の下、自治体で実施。**加速化プラン導入時に、①　補助メニュー拡充　②　補助率かさ上げ　を実施**した。

補助メニュー拡充について

- 自治体が里親を支援するフォスタリング事業は、以下のメニューで平成２９年から実施していた。
  - ・里親のリクルート　・里親の研修・里親と子どものマッチング
  - ・里親への訪問支援　・共働きの里親を支援する事業

- 「加速化プラン」導入時に、**以下のメニューを補助対象に追加。**
  - ・里子の進学・就職支援、委託解除後のアフターケア
  - ・里親による障害児養育のモデル事業
  - ・その他自治体提案型の支援事業
- これらの補助メニューは、目標にかかわらず全自治体が対象。

補助率の嵩上げについて

- 左記の補助メニューについては、その事業にかかった経費について、
  一律　１／２　の補助率
  で国費補助を行っていた。

- 「加速化プラン」導入時に、**3歳未満児の里親委託率の目標を７５%以上等とした自治体のみ、補助率を嵩上げして　２／３　とする**制度拡充を行い、意欲のある自治体の取組を強力に後押しすることとした。

（※）自治体提案型の支援事業は一律10/10補助

児童福祉法等改正法に基づく検討状況

○　令和元年に成立した児童福祉法等改正法の検討規定に基づき以下の対応等を行う。

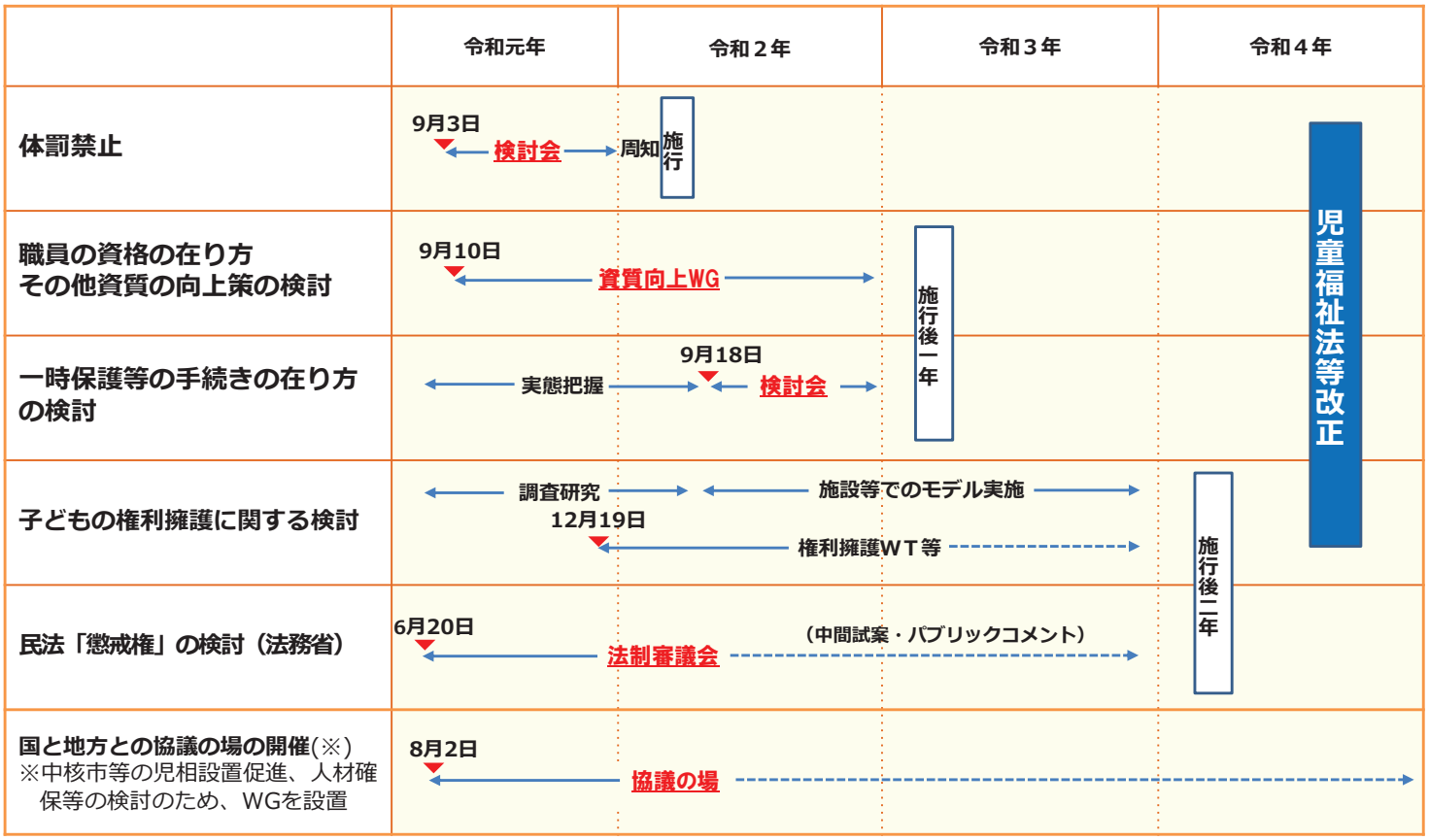

「ビジョン」の宿題等、今後の主な課題

「ビジョン」関連課題

- ●里親、施設での「ケアニーズに応じた措置費制度」の創設
- ●里親制度における専門性向上、多類型化
- ●「在宅措置」の本格制定、「通所措置」の創設
- ●「日本版Ofsted」の創設

里親・特別養子縁組制度の周知徹底

- ●テレビ等での政府広報
- ●教育、医療等の現場での周知、など

児童虐待防止対策

- ●要保護児童データのICT・AI活用による早期一元管理・共有システム構築、など

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会　骨子（案）の要点

1. 市区町村における家庭・養育環境支援の強化

（1）把握・マネジメント機能の強化

○市区町村における**身近な子育て支援（保育所等）による身近な把握・相談機能の整備**
○全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの**一体的相談機関の設置** ※子育て世代包括支援センター（母子保健）子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を再編。
○母子保健における把握の取組を推進しつつ、支援の必要性の高い世帯を計画的・効果的に支援するための**サポートプラン作成**

（2）支援の充実

○支援の必要性の高まりを防ぐための**家庭・養育環境の支援の事業の創設** ※訪問による生活支援、学校や家に居場所のない子どもの居場所支援等
○支援が必要な者に市区町村から支援を結びつけるため、家庭・養育環境の支援に関する**利用勧奨・措置の権限付与**

2. 児童相談所の支援機能等の強化

○児童相談所の**支援強化** ※民間と協働して保護者支援（親子再統合）や里親支援（里親支援機関の児童福祉施設化）の確実な提供を可能に。
○**一時保護開始の判断に関する司法審査の導入**
○一時保護所の人員配置等に関する基準の策定と**第三者評価の受審**

3. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上

○児童相談所による措置等の際に、**子どもの意向を意見聴取等の方法により把握**し、子どもの最善の利益を考慮しその措置等に勘案
○都道府県による**意向表明支援の体制整備と権利擁護機関**（児童福祉審議会等）の活用等による権利擁護の環境整備
○社会的養育経験者の**自立支援**の充実 ※施設等の入所等の年齢による一律の退所等の見直し、在宅にいる児童等への通い等の自立支援の拠点整備

4. 人材育成等

○**子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の創設（P）**
○児童へのわいせつ行為を行った保育士の**資格管理の厳格化**。ベビーシッターも、わいせつ行為等への行政処分を公表。

市区町村等におけるマネジメントの強化
（全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置）

○　市区町村において、現行の子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）を再編し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとする。**

○　この相談機関では、**妊娠届けから妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う**。

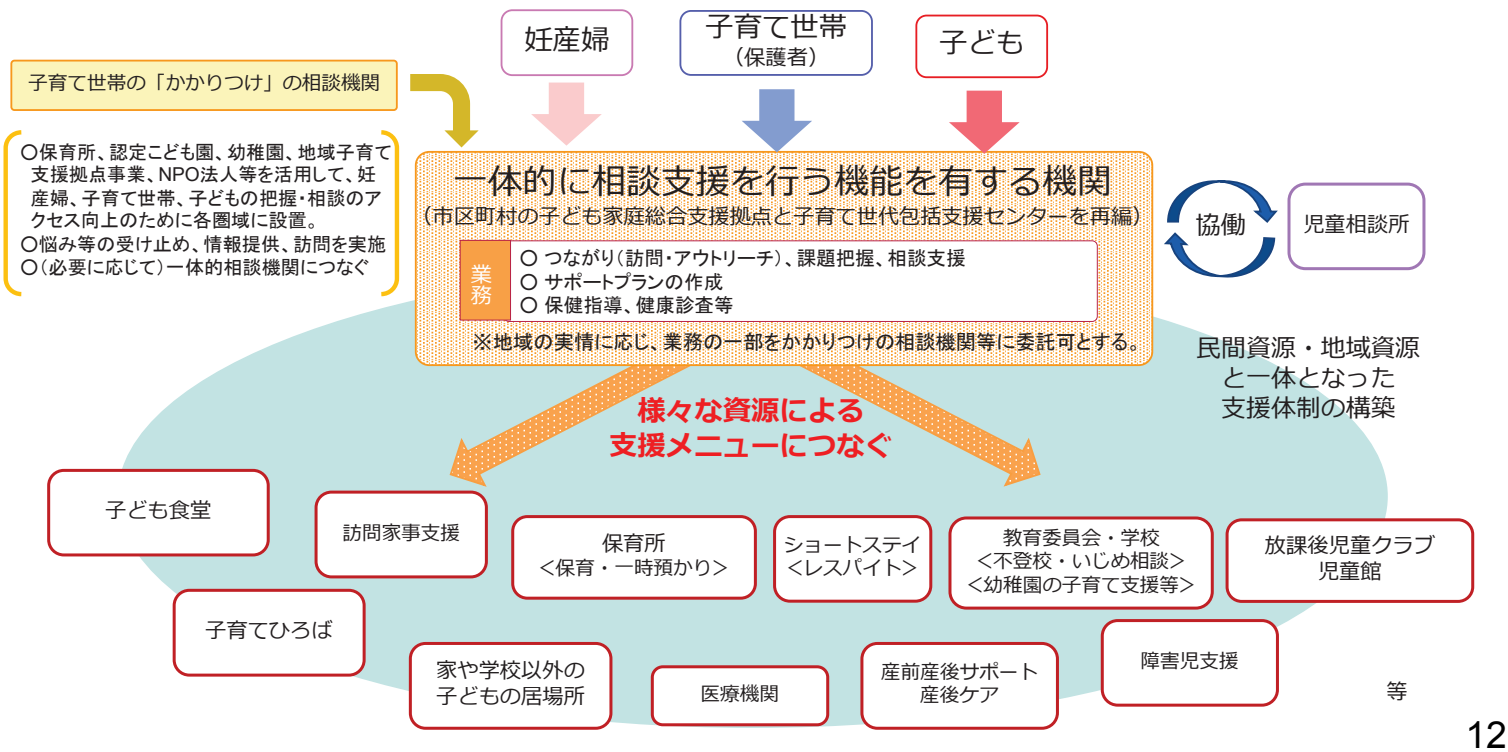

全ての子育て世帯の家庭・養育環境支援（市区町村）

○　**子育てする親や子どもの家庭環境、養育環境を良くするための市区町村の支援について充実を図る必要**がある。
具体的には、以下の切り口から支援の量や種類について確認し、充実を図る必要がある。
ア：子育てする親の負担や悩みを軽減する
イ：子ども自身の悩みや孤立感などを受け止め支援する
ウ：より良い親子関係の構築に向けて支援する

○　これらの支援について、**子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の中に位置づけ、市区町村による計画的な整備**を求める。

訪問による生活の支援（子育て世帯訪問支援事業（仮称）の新設）
- 要支援世帯・要保護世帯、特定妊婦、その他これに類する状態の世帯を対象
- 生活・育児支援や個々の家庭の状況に応じた養育環境の把握等を実施

短期入所支援の充実（子育て短期支援事業の拡充）
- 親子がともに入所する場合や子どもが自らの意志で利用を希望した場合に利用可能とする
- 利用日数について、個々の状況等により決めることを可能とする
- いつでも利用可能な受け入れ体制を構築可能とすることを支援

学校や家以外の子どもの居場所支援（児童育成支援拠点事業（仮称）の新設）
- 家庭環境その他の理由により孤立した困難な状況にある子ども達に、自分の意思や学校、行政機関からの紹介等を経て、安心できる居場所を提供

親子関係の構築に向けた支援（親子関係形成支援事業（仮称）の新設）
- 親子関係について悩みがあったり親子関係の形成の支援が必要な場合に、講義やグループワークなどによるペアレントトレーニングを提供

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ
✓ 市町村の計画的整備
✓ 子ども・子育て交付金の充当

一時保護時の司法審査等

＜一時保護の適正手続の確保＞
○　一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、**一時保護開始の判断に関する司法審査**を導入する。
- 裁判官が発行する**一時保護状（仮称）による方法**（事前又は保護開始から７日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
- 対象として、**親権者等が一時保護に同意した場合**や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
- 一時保護状（仮称）発付の請求の却下の裁判について、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがある場合には、児童相談所からの不服申立手続を設ける。

＜一時保護所の設備・運営基準の策定等＞
○　ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、**新たに設備・運営基準を策定**する。
○　**平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定**し、その場合、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。
○　一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、**一時保護所が第三者評価を受けることとする。**

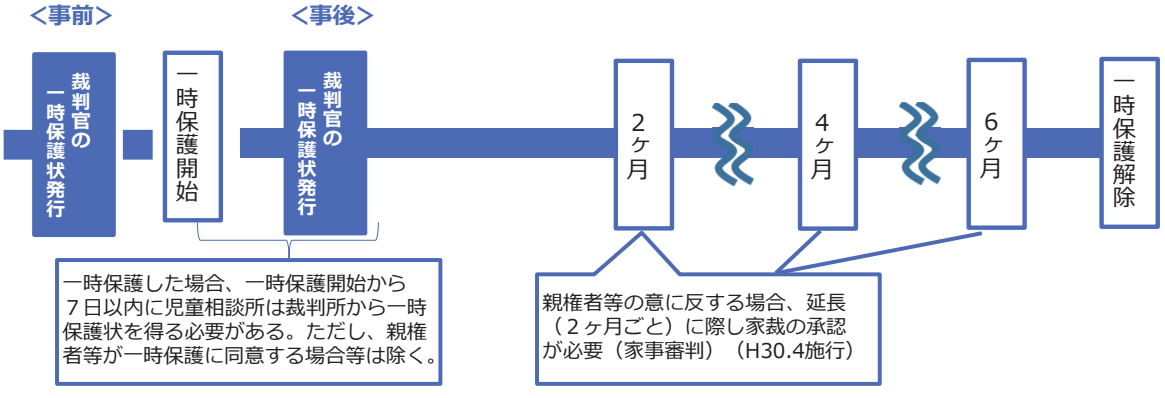

子どもの権利擁護

○　子どもは一人では意見を形成し表明することに困難を抱えることも多いと考えられることから、**児童相談所による措置等の際に、子どもの意向を意見聴取等の方法により把握**し、子どもの最善の利益を考慮しその**措置等に勘案**する。

○　**権利擁護機関（※）の調査審議・意見具申が適切に行われる仕組みの整備等により、子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県の業務**とする。
※　子どもの意向を処遇等に適切に反映させていくため、意向を受け止め、必要に応じて児童相談所等と調整を図り、対応の改善を促す機能を有するもの

○　都道府県は今回創設する**意向表明支援事業**等を活用し、**意向表明支援員の配置**など必要な体制の整備に努める。
（都道府県は自らまたは外部に委託をし、意向表明支援（アドボケイト）を行う。）

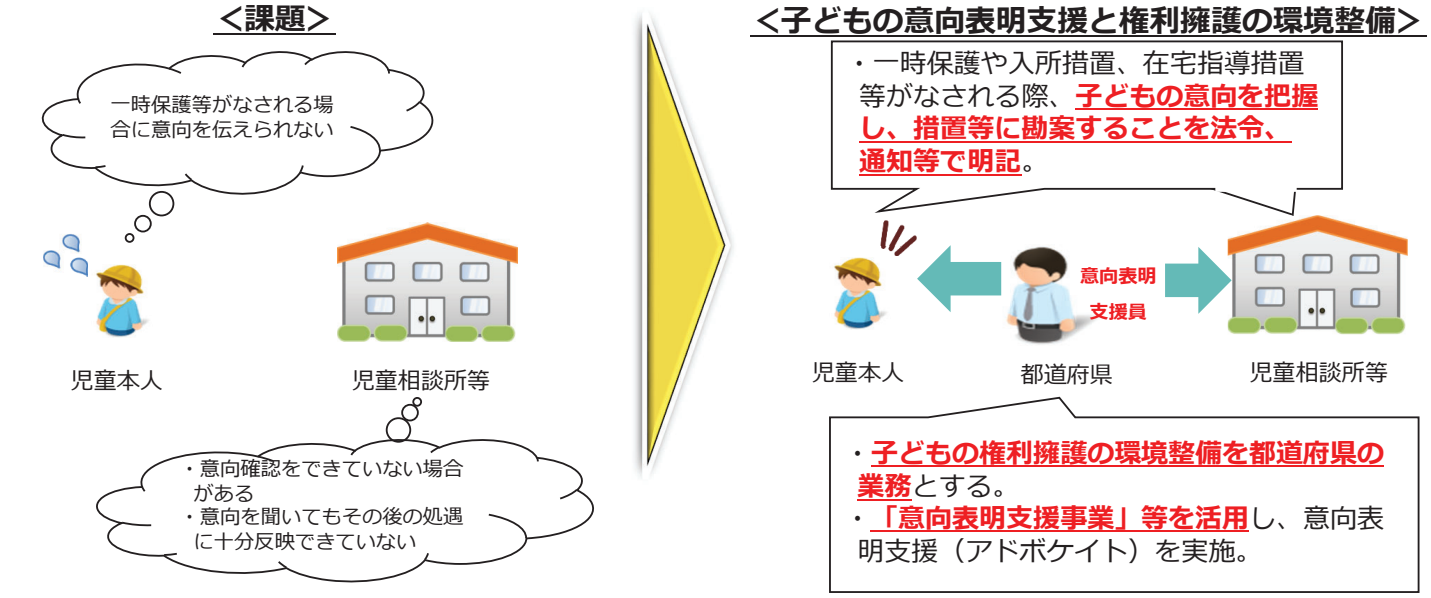

人材育成等（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の創設（P））

厚生労働省案

○子ども家庭福祉分野の新たな資格（**子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）**）を創設

○社会福祉士・精神保健福祉士が子ども家庭福祉分野に関する上乗せの教育課程・研修課程を修めた場合や、子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験を十分に有する場合等に対し、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間の認定機構（仮称）が認定

○子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして**児童福祉法上位置づけ**

○現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね５年→概ね３年の実務経験）や、施設等に配置するインセンティブを設定

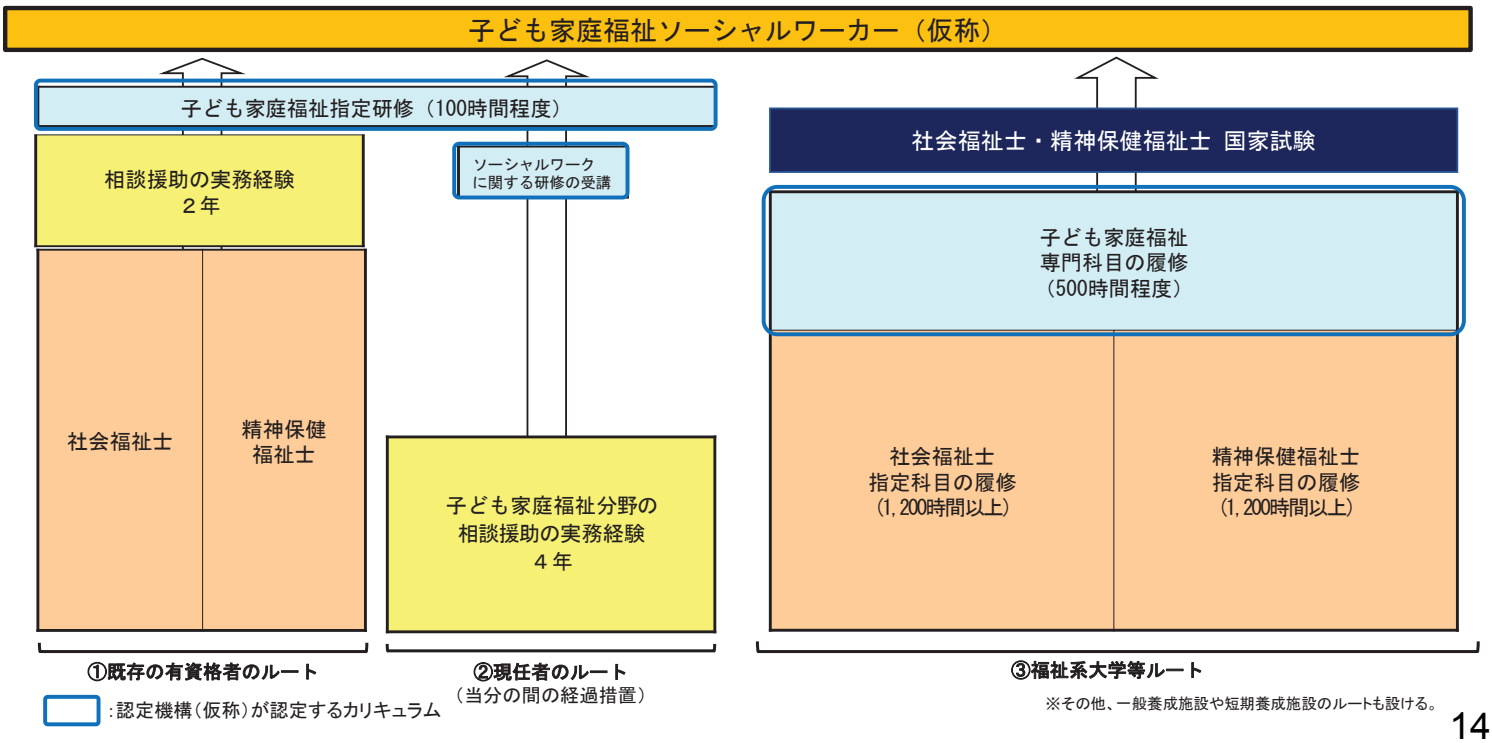

＜上乗せ型の資格のイメージ（厚労省案）＞

＜独立型の資格のイメージ＞

仮に精神保健福祉士と同等の独立型の資格を採用した場合に見込まれる時間数と同程度を確保

子ども家庭福祉専門科目
500時間程度

200時間程度
○児童関係の実習など

300時間程度
○児童関係の専門科目
児童虐待ソーシャルワークと子どもの権利
社会的養護
児童発達心理　など
※下記の専門科目と一部重複があり得る

1200時間

社会福祉士専門科目 690時間	精神保健福祉士専門科目 690時間
240時間 ○ ソーシャルワークの専門科目 ○保健医療と福祉、児童・家庭福祉、高齢者福祉など、福祉科目	**300時間** ○ソーシャルワークの専門科目 ○精神保健福祉の科目
450時間 ○ソーシャルワークの実習など	**390時間** ○ソーシャルワークの実習など

共通科目　510時間
○ソーシャルワークの基盤など

1200時間

社会福祉士専門科目 690時間	精神保健福祉士専門科目 690時間	子ども家庭福祉士（仮称）専門科目 690時間
240時間 ○ ソーシャルワークの専門科目 ○保健医療と福祉、児童・家庭福祉、高齢者福祉など、福祉科目	**300時間** ○ソーシャルワークの専門科目 ○精神保健福祉の科目	**300時間** ○児童関係の専門科目 ※左記の専門科目と一部重複があり得る
450時間 ○ソーシャルワークの実習など	**390時間** ○ソーシャルワークの実習など	**390時間** ○児童関係の実習

共通科目　510時間
○ソーシャルワークの基盤など

子ども家庭福祉に関する「独立型国家資格制度」創設等に関する決議

令和3年11月26日

児童養護等に関する合同議連は、去る9月30日の決議（別添）において、「大人の都合」ではなく、「子どもの最善の利益優先原則」に則って、可及的速やかに「子ども家庭福祉士（仮称）」の国家資格制度導入を強く促した。

しかし、今回示された厚労省案では、下記の理由から、本年2月2日付け「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ　とりまとめ」（以下、「WG とりまとめ」）で制度要件として結論付けられた「**専門性を客観的に評価、担保する仕組み**」とはなっていない。今後厚労省は、社会的養育専門委員会において制度設計を再考し、真に専門性の高い人材養成によって、今の子ども達の命と家庭を守ることに耐えうる、フルスペックの新たな独立型の国家資格の早期本格導入のため、新たな法案提出に向けた制度設計を早急に行うことを強く求める。

仮にかかる制度設計には時間を要する、というならば、戦後の児童福祉のパラダイムを大きく変えた平成 28 年改正法案作りの際と同様、問題の本質的解決を先送ることなく、国会提出時期の延期も辞さない覚悟で臨むべきである。ここで「大人の都合」によって拙速で専門性要件を充たさない、不十分な既存法の改正によりお茶を濁そうとすることは、今の子ども達の未来のため、許され得ない。

一方、一時保護時の司法等における手続きに関しては、権利の主体としての子どもの意見をより尊重する制度とするべき。さらに、ケアニーズに応じた措置費・委託費体系の早期構築、国レベルの評価機構の早期構築、子どもコミッショナー/オンブズパーソンの早期設置を提案する。

自由民主党・児童の養護と未来を考える議員連盟
超党派・児童虐待から子どもを守る議員の会

記

1．今回示された厚生労働省からの子ども家庭福祉資格に関する提案に対して、以下の点から、大幅に見直し、「独立型の国家資格」にすることを強く求める。

（1）昨今の虐待死亡事件に鑑みても、子ども家庭福祉に関わる人材の専門性向上は喫緊の課題。厚労省は中長期にわたる「制度の2段階導入」を示唆するが、これまで数年間かけて厚労省内の正式な検討の場で議論を重ねてきていることに加え、一旦制度導入すれば、その見直しは早くても 10～15 年先となることが通例であることを踏まえると、今の子ども達の命と育ちを守るには、真に専門性を身につけた人材養成可能な本格的制度の可及的速やかな導入が不可欠。

（2）そもそも厚労省は、「WGとりまとめ」において提案された「国家試験を伴う新たな独立型資格」を採用しない理由があるのか、同提案の中では全く説明がなく、説明責任を果たしていない。

（3）厚生労働省案は、国家試験を必要としない、機構という民間機関による「認定」された既存福祉専門職資格への上乗せカリキュラム履修に基づく資格の付与を提案するもの。上記「WG とりまとめ」において、「専門性を客観的に評価、担保する仕組みが必要」と結論付けられたが、この要件は、唯一「国家試験」によって充たされるもの。法曹資格者も、単にロースクールを卒業するだけでは不十分であり、国家試験たる司法試験に合格して初めて客観的能力担保のある資格として世の信頼を勝ち得ている。この点では、社会福祉士、精神保健福祉士も同様。本資格も客観的能力の担保としての国家試験が不可欠である。

（4）児童相談所児童福祉司や市区町村職員の質を担保し、頻回な異動を避けるためには、任用の主たる要件として明確に国家試験に基づく資格として法律に位置付ける必要がある。それに対し、「国家試験なき厚労省案」では、真の専門性を持つ人材養成は難しいうえ、職場における人事・キャリアパス、処遇等における正当な評価、反映には結び付かない。

（5）子ども家庭福祉領域は精神保健福祉領域に比してカバーする専門領域が非常に広範であるにもかかわらず、今次厚労省案では、子ども家庭福祉士（仮称）の上乗せ課程における専門科目の履修時間数は、社会福祉士資格との共通科目の免除を考慮すると、精神保健福祉士と比較し、圧倒的に少なく、到底専門的なソーシャルワーカー養成とは言えない制度設計。

専門科目の履修時間数の比較

	精神保健福祉	子ども家庭福祉
講義	300 時間	180 時間
演習	90 時間	30 時間
実習・実習指導	320 時間	180 時間

（6）もとより社会福祉士と精神保健福祉士の2士業だけで全てのソーシャルワークをカバーするものではないことは明らか。にも拘らず厚労省案は、 ソーシャルワークの共通基盤の確保の観点重視と称し、両福祉士資格者への「上乗せ型資格」取得を提案するものであり、それらのいずれかの資格取得後に、さらに上乗せして新たに取得しなければならない、回り道を強いる資格制度。新設されるべき資格は、子どもを守る分野に関する専門性を確固たるものとすることを目的とするものであり、必要十分なソーシャルワークの基礎となる科目（共通科目）をベースとし、その上に子ども家庭福祉に係る専門性を確かなものにすることが可能な「独立型国家資格」とすべきである。

（7）子どもの発達や特徴をよく理解している保育士等が本資格取得を希望しても、高　齢者福祉中心の社会福祉士資格か成人の精神保健福祉が中心の精神保健福祉士資格のいずれかを取ることが条件となり、ハードルが高く、多様な人材の確保に繋がらない。

（8）既存の福祉専門職関連団体が新たな国家資格化に対して異を唱えているのは周知の事実。仮に厚労省案が、そのような団体との「大人の話し合い」による利害調整の結果ならば、子どもの最善の利益を優先して考慮する、改正児童福祉法の精神に真向から反するものである。

2. 一時保護時の司法関与等に関する厚労省案については、大きな方向性は容認するものの、子どもの意に反する一時保護についても司法審査対象とすべき。さらに、

子どもによる一時保護への準抗告類似制度などを通じた不服申し立てを可能とするとともに、手続きへの参画保障のため、国費による代理人制度の創設等を検討すべき。

3. 代替養育を受けなければならない子ども達の抱える傷つきは大きく、それによる行動障害等に繋がっている。その子ども達の回復を促し、心身の健康を取り戻すには、ニーズに合った治療的ケア等が必要となる。にもかかわらず、現状はケアニーズの程度に関係なく、一律の措置費・委託費の体系になっている。そのために、ケアニーズが高く、行動の問題がある子どもほど受け入れ先がなく、一時保護所から実親の元に返されたり、長期に一時保護所にいる子どもが現に少なくない。子どものケアニーズに応じた措置費・委託費体系に関しては「中期的に議論を行う」のではなく、期限を設定して、早急に検討し、早期に構築すべきである。

4. 児童相談所、一時保護所、児童福祉施設等の第三者評価は、専門性が求められる評価である。また、現在は、評価を受ける側が評価者を選定できる仕組みになっており、選ばれた評価者が厳しい評価をし難いという指摘もある。このような仕組みでは、質が担保された評価にならないため、専門的で標準化された能力で、公平中立な評価を行うことができる全国的な評価機構が必要である。全国的な評価機構に関して、期限を設定して、早急に検討し、早期に構築すべきである。

5. 社会における子どもの権利保障の実態を調査・モニターして、権利保障を確実に根付かせるため、行政からの独立性が担保され、調査権限を持ち、独立した立場で行政への提言や勧告ができる、国レベルの子どもコミッショナー/オンブズパーソンに関して、「省庁横断した検討」に止まらず、積極的に議論の上、早期に設置する方向性を明確化すべきである。

以上

（別紙）

「子ども家庭福祉士（仮称）」の国家資格化に関する決議

「自由民主党・児童の養護と未来を考える議員連盟」及び「超党派・児童虐待から子どもを守る議員の会」合同議連（以下「合同議連」）は、令和3年5月25日付け提言において、政府が「子ども家庭福祉士（仮称）」の国家資格化法案を、来年の通常国会へ提出すべきことを「骨太の方針2021」において明らかにするとともに、その制度の具体的な内容を速やかに明らかにすべき、との政府への提言を行ったが、いまだにその詳細は不明確なままである。

折りしも、本年8月の大津市での事案、9月の摂津市での事案など、いずれも児童相談所や市町村の職員が関与しながら、子どもの尊い命を守り切れなかった死亡事件が続いている。こうしたことからも、国家資格制度導入により、子どもに関するソーシャルワークの専門性の高い人材を全国各地に配置することへの期待が膨らんでいる。

また、「骨太の方針2021」において児童虐待対策として掲げている一時保護への司法関与強化、子どもの権利擁護、里親支援、市町村・児童家庭支援センター等による在宅支援など、今後政府が力点を置く政策が奏効するには、基礎自治体を含めた「官」、そして広く「民」において政策実践する人材の専門性強化なしにはあり得ない。

厚労省において、既存の他の福祉資格団体と合意形成を得ることを目指していると側聞するが、関係者の理解を目指すことは重要であるものの、ここで最も大事なことは、「大人の都合」で物事を決める事ではなく、児童福祉法第二条にあるように、あらゆる分野において、子どもの最善の利益が優先されなければならず、今優先すべきは専門性の高い社会的養育を実現し、子どもの利益を実現することであることは明白である。ここは政治決断の問題であり、行政による「大人同士の都合」による利害調整ではない。

既に本年2月2日、厚労省に設置された本件に関するワーキンググループからは、「専門性を客観的に評価し担保できる仕組みとして資格の創設を検討すべき」として、国家資格化に向けた明確な取りまとめが行われている。

加えて、来るべき新たな内閣においても、改めて子どもに関する問題を政権の中心的課題とする姿勢がこれまでの政策発信等により強く示され、その意味からも、子ども家庭の福祉等に関する専門職の必要性はさらに高まったと言えよう。

本年11月には上記ワーキンググループの親委員会である厚労省・社会的養育専門委員会に厚労省案が提示される見通しという。ここに改めて合同議連として、精神保健福祉士同様の、分野や制度を横断した共通科目と専門性の高い専門科目で構成されるカリキュラムに基づく、フルスペックの新たな国家資格の早期導入のための新たな法案を、来年の通常国会に提出することを政府に要望する。

また、本件に関しては政治判断が必要であることに鑑み、厚労省においては、資格化に関する厚労省案が固まった段階で、まずは当合同議連に諮ることを合わせ要望する。

右、決議する。

令和3年9月30日

自由民主党・児童の養護と未来を考える議員連盟
超党派・児童虐待から子どもを守る議員の会

日本財団作成

子どもの権利にかかわる法律　概念図

憲法

子どもの権利条約

一般原則
・差別の禁止
・生存・発達の権利
・子どもの最善の利益の考慮
・子どもの意見表明の尊重

子ども基本法

憲法、子どもの権利条約で認められる子どもの権利を包括的に定め、国の基本方針を示す。

内閣府
- 子ども・若者育成支援推進法
- 子どもの貧困対策推進法

など

厚生労働省
- 児童福祉法
- 児童虐待防止法
- 母子保健法
- 成育基本法

など

文部科学省
- 教育基本法
- 学校教育法ほか教育関連法案
- いじめ防止対策推進法
- 教育機会確保法

など

法務省
- 民法
- 少年法
- 家事事件手続き法

など

それぞれの法律に、子どもの最善の利益の最優先の考慮や、意見表明権を確保する手続きが必要

「子ども基本法」による子どもの権利を守る仕組みの提案

日本財団作成

国会

行政機関

内閣府　子ども総合政策本部（仮称）
- 基本計画の策定
- 数値目標の設定
- 関連省庁の調整
- 国際協力

※子どもの権利が守られる社会を実現するための調整を行う。

厚生労働省　文部科学省　法務省　外務省

調査・提言・監視

報告

子どもコミッショナー（仮称）　3条委員会として設置
- 監視
- 制度改善
- 教育啓発
- アドボカシー（子どもの立場の代弁）
- 子ども参加の促進

※独立した立場での国レベルの調査、制度改善の提言を行う

連携

都道府県の独立した権利擁護機関
- 個別救済
- 教育啓発
- 監視
- 制度改善
- アドボカシー（子どもの立場の代弁）
- 子ども参加の促進

※個別救済、地方行政レベルの調査、制度改善

地方行政